

## 中京大学と名古屋中小企業投資育成株式会社との 連携・協力に関する協定書

中京大学（以下「甲」という。）と名古屋中小企業投資育成株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携に関する基本的事項について、次のとおり連携・協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が教育、研究をはじめとする多様な分野で相互に連携・協力し、相互の人的・知的資源の交流を図り、地域社会及びその中堅中小企業の一層の発展と活性化及び人材育成に資することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 本協定による主な連携・協力事項は、次のとおりとする。

- （1）教育・研究に関すること
- （2）社会貢献に関すること
- （3）広報活動に関すること
- （4）人材育成に関すること
- （5）キャリアサポートに関すること
- （6）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

### （守秘義務）

第3条 本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示若しくは漏洩し、又は目的以外に使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （個人情報保護）

第4条 双方は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を取り扱わなければならない。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、双方のいずれかから改廃の申入れがない場合には、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、別途協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

2024年3月18日

甲 愛知県名古屋市昭和区八事本町 101-2  
中京大学

乙 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号  
名古屋中小企業投資育成株式会社

学 長

代表取締役社長

梅村清英

山本亜士